

要望 管理番号	措置 の分類	- 2措置の内容 (対応策)	現行の法規制等の内容及び関連する規制改革措置の内容	関連する官民間の競争条 件均一化措置	開示する情報	その他必要事項	提案事業名	「市場化テスト」の対象と すべき考える具体的な事業	- 2 提案理由
1	c	<p>(総務省)</p> <p>統計事務について、包括的民間委託を含め、民間委託を進めていくことは、政府としての基本方針であり、これまでも一定の成果を挙げてきているところである。(平成16年3月末現在で約75%の調査において何らかの民間委託を実施済。)</p> <p>さらに、こうした取組を進めていく観点から、平成16年度中に、統計調査の民間委託に係るガイドラインを作成することとしており、現在、総務省が開催する検討会において、関係府省による協議が進められているところであり、今後とも包括的な民間委託について推進してまいります。</p> <p>しかしながら、指定統計調査については、次のような性格や事情があることから、その包括的な民間委託に当たっては、総合的な見地からの見直し・検討が不可欠であると考えている。</p> <p>GDP推計や地方交付税の算定、衆議院議員選挙区の画定などの国・地方公共団体における重要政策の判断根拠として利用されることから、その結果について、特に高い精度が求められること</p> <p>このため、指定統計調査については、その方法や内容等に関して変更を行う場合、政府統計制度を所管する総務大臣の承認が必要となるとともに、総務大臣は承認に際して予め統計審議会の意見を聞かなければならない(統計法施行令第1条の3)とされていること</p> <p>調査結果を迅速に、かつ安定・継続的に提供していくため、法定受託事務のスキームにより、地方公共団体の統計組織を活用して作成されていること</p> <p>統計関係法令において、対象者への申告義務、統計調査員に対する守秘義務及び立入調査などの実地調査権など、特別な規定が置かれていること</p> <p>したがって、現在、経済財政諮問会議の下に設置された「経済社会統計整備推進委員会」(座長:吉川洋 経済財政諮問会議民間議員)における統計の整備・充実に向けた検討等の中で、国と地方との役割分担のあり方、関係法令等の見直しなどを含め、統計調査の実施の在り方について総合的な検討を行うこととされている。委員会における検討の結果等を踏まえ、必要な方策をさらに進めてまいります。</p>	<p>御提案があった必要と考える具体的な規制緩和措置」については、特段必要がないと考える。</p> <p>(1)現行法上、受託者から申告義務を課す仕組みにはなっていないが、委託者(国等)から調査客体に対して申告義務を課すこととされていることから、調査実施上、特段の支障はないものと考えられる。</p> <p>(2)委託を受けた民間事業者が統計調査業務を行うに際して調査員を活用することについては、特段の支障は無い。なお、この場合の調査員を統計法上の「統計調査員」とすることについては、「統計調査員」が国又は都道府県知事が任命する非常勤の公務員であることから、そもそも民間事業者が配置することにはなじまないものと考えられる。</p> <p>(3)現行法上において、統計報告の徴集を民間に委託して実施することについては、国の行政機関が直接実施する場合に含まれるものと解しているため、特段の支障は無い。</p>			<p>(1)(2)成果物、中間製品、性能発注に対応した納品物の検収方法を何を指すかは明らかではないが、統計調査結果は国民の共有財産、公共財という性質を有しているため、調査結果は公表し、誰でも利用し得るようにしているところ。なお、政府統計に対する国民の信頼と協力の下に調査を実施し、統計調査の真実性を確保するため、統計法により、統計調査により得られた調査客体に関する秘密の保護が規定されており、また、調査票の統計上の目的以外への使用が原則禁止されており、さらに、他の調査との重複を排除するため、調査事項については総務大臣の承認事項とされている。</p> <p>(3)何を根拠にWEB調査を最も効果的と断定されているのかは明らかではないが、WEB調査の場合、被調査先には、一般的に、調査に応じたりテレホンや設備が必要であると思われる。</p> <p>(4)仮に市場化テスト等による民間開放を行うとするならば、如何に回収率を向上させるかは、民間ならではのノウハウを發揮すべきポイントではないかと推察されるが、国としても、委託民間会社とも相談の上で、できる限りの協力を実施すると思われる。</p> <p>(5)官から民への引継業務の実施と保証が何を指すのかは明らかではないが、仮に市場化テスト等による民間開放を行うとするならば、必要事項については仕様書等により明らかにされると思われる。</p>	統計調査事業	<p>現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。</p> <p>具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査(総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査(経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、(中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査</p> <p>その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など企業・事業所を被調査先とする統計調査。</p>	<p>(1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の反映できず、民間などのスリが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます</p> <p>(2) 被調査側と調査主催側(政府)の負担と効果のバランスという視点から、各統計調査を一つのデータベースに登録・保管、多角的な検索機能を付与し、民間活用を促進させることにより報告者ベネフィットを高める必要がある。このため、基礎データの構築・メンテナンス体制の確立が必須であるが、民間の事業体データや「名寄せ」の技術などを活用すれば、効率的に一元管理のプラットフォームが構築できる。</p> <p>(3) 統計データの省庁間相互利用、民間活用の促進(アクセス改善)がスピードアップする。</p> <p>(4) オンライン報告の導入の促進が進展する。</p>
	d	<p>(内閣府・経済社会総合研究所)</p> <p>「企業行動に関するアンケート調査」については、従来より実査から集計までを一括して民間委託を行ってきたところであり、平成16年度より随意契約から一般競争入札に切り替えている。</p> <p>「法人企業景気予測調査」については、財務省との共管調査として、財務省の地方財務局を介して実施している。今回の回答については、財務省と調整の結果、財務省より回答することとした。</p>							
c		<p>(財務省・財務総合政策研究所)</p> <p>法人企業景気予測調査は、16年度から内閣府・財務省共管で新調査として開始したところである。企業活動の現状と先行き見通し、設備投資の四半期項目などの経営数値を把握することで、財政政策運営の基礎となる統計調査である。市場化テストの対象とすることについては、統計精度の維持の問題や、法人情報の秘密保持の問題があるほか、電子政府の一環で構築したオンラインシステム「FABNET」は最新のシステムであり、市場化テストの対象とすることは、これら経営の適正な執行という観点から到底理解されない問題となる。また、日頃から地域とのネットワークを築いている財務局・財務事務所が回収・審査に当たり、その回収率の確保に努めており、市場化テストの対象とすることについては回収率の確保や統計精度の維持という問題がある。以上のことから、市場化テストの対象とすることは不適当である。なお、調査票の印刷、梱包発送、データ入力等可能な範囲内で既に民間委託を行っている。「-2提案理由」に対する意見</p> <p>(1) 平成16年度に新調査としてスタートした「法人企業景気予測調査」は、指定統計である「法人企業統計調査」の法人名簿を元にして標本設計している。標本を固定化せず、毎年度サンプル替えをしを実態とのスリを最小限にするべく、四半期毎の調査期に調査不能法人のチェックを行っているところである。市場化テストの提案理由の中に「民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性高められます」とは、どのような民間データを意味するのか不詳であるが、対象母集団120万社を推計する中小企業をも含んだ階層を均等に抽出、回収に寄与する利用可能な民間データが存在するのかが疑問がある。民間委託統計の中には、かつて50%に満たない回収率の統計もあったというが、こうした民間データの活用でも回収率が向上しないのでは統計精度の信頼性を損なう一因となる。統計では統計精度の維持が重要である。法人企業景気予測調査は母集団推計をしており、企図した標本設計に基づく業種・規模別に均等に回収率を維持していくことが必要である。さらに、本調査は資本金1千万円以上の企業を調査対象としており、特に中小企業(1千万-1億円未満)については全標本数の4割弱を占めており、日頃から地域とのネットワークを築いている財務局・財務事務所が回収しており、回収率の維持・向上に努めている。</p> <p>「法人企業景気予測調査」は、調査票の回収、記入事項の審査に関して「法人企業統計調査」と一体となって財務諸表に精通している専門知識が不可欠である。この点、調査を担当する財務局・財務事務所職員は簿記会計学の基本的研修を受けて入省し、その後も金融検査等の専門的な研修を通じて財務諸表にも相当精通している職員が回収審査を担当している。また被調査先の景気動向を予測している当該調査は、各地域別に結果を公表して還元しており、各地方企業経営者からも高い信頼を得ているところであり、全国都道府県等ごとに業種・規模別に均等に回収して集計を行っている。</p> <p>クライアントサーバ方式でオンラインシステム(FABNET)を構築し、移動させて1年しか経っていない段階である。市場化テストの対象とすることは予算の適正な執行から問題がある。(注)FABNETは、電子政府の一環として標本設計からオンラインによる調査票配布、記入、回収・審査、集計(財務局財務事務所集計を含む)、発表結果作成、時系列データの検索提供など法人企業統計調査、法人企業景気予測調査の両統計と一体化し、本省と財務局・財務事務所を専用回線で結んでいるクライアントサーバのシステムである。多次の経費を投じて15年度開始した最新鋭のシステムである。</p> <p>(2)一元管理できるプラットフォームの構築という観点からの検討を総務省が既に開始しているところである。情報、データの一元管理システムは国において構築することが望ましい。</p> <p>(3)統計データの省庁間相互利用、民間活用の促進。統計結果の還元などは、既に電子政府の一環で構築している当省のFABNETシステムを通じてクライアントサーバでの事務処理となったことにより、審査事務等のスピードアップが図られ、国民からのアクセスも改善が図られている。なお、標本名簿処理、オンライン申請など一元管理できるプラットフォームの構築という観点からの検討を総務省が既に開始しているところである。</p> <p>(4)オンライン申請については、FABNETシステムを通じて実施してきているところである。調査対象者のニーズに応じて、従来の紙面による調査票の提出に加え、オンラインによる提出も可能となり、利便性が向上した。</p>	法規制については個々の統計調査において回答できる事項ではない。		<p>(1)調査全体の流れについては、ホームページ及び調査結果の公表物にて公表済みである。</p> <p>(2)当調査は本省職員並びに全国の財務局・財務事務所職員が従事していることから、全ての工程における明確な調査コストの開示は困難である。</p> <p>(3)法規制については個々の統計調査において回答できる事項ではない。</p>				
b		<p>(経済産業省)</p> <p>&lt;モデル事業として実施できない理由&gt;</p> <p>経済産業省としては、従来より統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところであり、指定統計の民間委託についても、以下の点についての考え方の整理を踏まえ、その具体的な検討を進めていきたい。</p> <p>(1)統計関係法令上、指定統計業務を民間に委託することが可能かどうか、例えば、以下の点についての見解が明らかにされること。</p> <p>・統計法第10条(統計官及び統計主事)、第12条(統計調査員)、第13条(実地調査)、第19条の2(罰則)。(国、都道府県等が実施主体となすことを前提としている規定)と見られる。</p> <p>(2)民間委託を進めるに当たっては、統計の質を一定水準以上に維持していくことが重要であり、そのためには法規制等に基づく措置を含め、全体の制度設計のあり方の整理が必要。</p> <p>&lt;検討主体&gt;</p> <p>統計関係法令の主管省</p> <p>&lt;検討の状況、今後の具体的な方針、実施予定時期・その時期となる理由&gt;</p> <p>上述の考え方の整理を踏まえて検討</p>	<p>&lt;現行の法規制等の内容&gt;</p> <p>統計法第10条(統計官及び統計主事)、第12条(統計調査員)、第13条(実地調査)、第19条の2(罰則)等</p> <p>&lt;規制改革の具体的な内容&gt;</p> <p>法規制又は契約上の適切な条件設定によって、例えば、以下の措置等を講ずることについての検討が必要。</p> <p>・委託された民間が調査を円滑に実施できるよう、統計調査員、実地調査、罰則等に係る措置、国が果たすべき基本的役割(例えば、委託者たる国が委託者に提示する調査の基本的スキームの策定等)。</p> <p>&lt;検討主体&gt;</p> <p>統計関係法令の主管省等</p> <p>&lt;検討の状況、今後の具体的な方針、実施予定時期・その時期となる理由&gt;</p> <p>統計関係法令の主管省等において検討。</p>	<p>&lt;実施する事項&gt;</p> <p>御提案のあった「ABC(活動基準準備管理)」、「発注側と入札側のファイアール等の措置」、「加算方式」について、官民の競争条件を均一化するには、有効な手段であると理解している。</p> <p>&lt;開示する情報&gt;</p> <p>調査全体の流れ、各作業における人件費と管理費等の詳細な調査コストについては、市場化テストを実施する場合には必要な情報であると理解している。</p> <p>&lt;実施予定時期等&gt;</p> <p>上述 - 2の考え方の整理を踏まえ検討</p>		<p>&lt;対応する事項&gt;</p> <p>御提案のあった事項についての当方の考え方は以下のとおり。</p> <p>(1)国が実施する調査であれば、民間に委託する場合であっても、その成果物は国に帰属するものとするが、統計関係法令の主管省の見解が必要。</p> <p>(2)基本的には、性能発注に対応した納品物の検収方法が適切と考えるが、具体的には個々の調査ごとに検討。</p> <p>(3)調査の効率化のためにはオンライン調査が効果的であると認識しているが、市場化テストを実施する場合のため、引き続き、事業者の説明、サポート等が重要と考える。ただし、高い回収率を確保する観点から、報告者のニーズに沿った多様な報告手段を用意しておくことも必要。</p> <p>(4)回収率の向上のためには、調査の広報は必要なものと考えているが、具体的にどのように実施するのかについては、個々の調査ごとに検討。</p> <p>(5)民間委託を行う際の引継ぎは適切に行われるべきものと考えている。</p> <p>&lt;実施予定時期等&gt;</p> <p>上述 - 2の考え方の整理を踏まえ検討</p>			

	e	<p>(経済産業省・中小企業庁) 企業経営実態調査及び企業金融環境実態調査：同調査は平成15年度に単年度で実施したものであり、現在は実施していない。 中小企業経営調査及び商業・サービス業設備投資動向調査：同調査は既に廃止している。</p>							
	b	<p>(経済産業省・中小企業庁) 下請中小企業短期動向調査に係る調査票の印刷、郵送、データ入力、データ審査、データ集計の各業務の実施については既に民間企業に委ねているところ。その他の調査事項・調査方法等の調査企画及び他の統計調査との負担調整等については、総務省が統計報告調整法に基づき、事前の審査・承認を行っている事項であることから、総務省における全体的な制度設計の在り方の整理が必要。 (検討主体) 統計関係法令の主管省</p>	<p>統計報告調整法第4条に基づく総務大臣の承認 (検討主体) 統計関係法令の主管省</p>	<p>業務の実施については、基本的に民間企業に委ねることとしており、競争条件均一化措置については、検討していない。</p>	<p>今後、契約時までには検討したい。</p>	<p>(1) 国が実施する調査であれば、民間に委託する場合であっても、その成果物は国に帰属するものとするが、統計関係法令の主管省の見解が必要。 (2) 今後、契約時までには検討したい。 (3) 現在は調査票(はがき)を郵送することにより、調査を実施しているところ。今後、調査客体である下請中小企業における情報化の進展状況や費用対効果を勘案し、検討することが必要と考える。 (4) 回収率の向上のためには、調査の広報は必要なものと考えているが、具体的にどのように実施するのかについては、今後、契約時までには検討したい。 (5) 今後、契約時までには検討したい。</p>			
	b	<p>(経済産業省・資源エネルギー庁) 17年度は予備調査を実施の予定であり、本年度実施予定の試験調査の結果をふまえて内容を検討する予定。(17年度新規要求の案件であり、あくまで要求が認められた場合を想定しての回答であることに留意願いたい。)</p>	<p>承認統計においては既に民間委託の例があり、規制上の問題は無いと考える。</p>	<p>実施については民間委託を前提に進めており、官が入札に加わることは想定しておらず、官費コストの提示については検討していない。</p>	<p>現時点では民間への委託による実施を念頭に置いており、官で実施する場合のコストについては不明。</p>	<p>(1) 国が実施する調査であれば、民間に委託する場合であっても、その成果物は国に帰属するものとするが、統計関係法令の主管省の見解が必要。 (2) 意味するところが不明であるが、契約時までに委託先と調整したい。 (3) 予備調査のためのweb調査のシステムは作成するが、対応できない被調査対象者に対しても調査票を送付する等考えている。 (4) 今後、契約時までには検討したい。</p>			
	2 C	<p>(内閣府) ア. 機器の保守・管理は民間事業者へ委託 PIO-NETを構成する機器の提供、システムの維持・管理は、これまで地方公共団体ごとに民間事業者へ委託してきたところである。17年度からは、国民生活センターにおいて機器の管理を一括して委託することとしており、これまで以上に効率的な運用が可能となる。 イ. PIO-NET情報は機密性が高い PIO-NETで収集・蓄積されている苦情相談情報は、事実に関する統計情報とは異なり、苦情相談者の申出内容をそのまま約したものであり、事実確認を行う以前の情報である。また、事業者名、ブランド名、苦情相談者等を特定することが可能な情報が多く含まれている。このため、苦情相談者の個人情報保護が必要であると同時に、苦情相談の対象となった事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する必要もある。 PIO-NETは、国民生活センター及び国・地方の消費者行政担当部署で活用されるネットワークとして開発・運営されてきたところであり、今後とも、その維持・管理に当たっては万全のセキュリティ確保を図っていく必要がある。 ウ. 受託事業者の利益相反の発生 PIO-NETで収集・蓄積されている情報は、広範な商品・サービスに及んでいるが、PIO-NETに対する消費者の信頼を維持するためには、業種や企業の別に関わりなく中立・公正に情報を取り扱うことが極めて重要である。 しかし、PIO-NETのシステム運営を特定の民間事業者へ委ねた場合、当該事業者は、自社又はその親会社・グループ会社等に関する苦情相談情報を知り得る立場になる。この結果、システム運営を受託した当該事業者は、中立・公正なシステム管理者としての立場と利益相反の状況に陥らざるを得ない。こうした事態に対して、仮に何らかの社内ファイアー・ウォール措置を講じたとしても、PIO-NETに対する消費者や地方公共団体の信頼を損なうおそれがある。 エ. 地方自治体の理解と協力が必要 PIO-NETの苦情相談情報は、国が何らかの権限に基づき地方公共団体に対して提出を求めているものではなく、あくまでも地方公共団体側の理解と協力の下に自主的に提供されているものである。このような運営が可能となっているのは、国民生活センターが消費者利益の確保のため長年にわたり活動を積み重ねるとともに、情報セキュリティの確保や中立・公正なシステム管理に関し地方公共団体の信頼を得てきたという事情がある。このシステムの運営を民間事業者へ委ねた場合、地方公共団体側の理解と協力を得て、これまで同様の情報収集体制を維持することは困難と考えられる。 オ. PIO-NETは国民生活センター業務と一体不可分 国民生活センターにおいては、PIO-NETの苦情相談情報の分析に基づき、苦情処理への活用、危害情報の抽出・評価、商品テスト等による事故原因等の調査・分析、さらには関係行政機関に対する情報提供や政策要望などの業務を一体的に行っているところである。また、マスコミ等への情報提供により、消費者に対する被害の未然防止・拡大防止を図っているところである。 このため、これら国民生活センター業務のうちPIO-NETのシステム運営のみを切り離して民間事業者へ委ねることは困難であり、また、適当でない。 なお、本年6月に改正された消費者基本法においては、これら国民生活センターの業務全体を例示しつつ、「中核的な機関」として積極的な役割を果たすものと位置づけている。 以上にかんがみ、市場化テストの対象とすることは困難であり、また適当でない。</p>					<p>システム運営管理業務</p>	<p>国民生活センターにおけるPIO-NET(バイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)の運営業務</p>	<p>PIO-NETは全国に「H」が分散配置されているため、設備費用・運用費用が大きい。民間事業者がシステムの保守・運用を行うことにより、機器及び運用の統合による費用削減、情報登録の迅速化、高度な情報分析サービスを実現できる。</p>
	3	<p>(警察庁) 公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にはない。</p>					<p>罰金・料金の収納代行業務</p>	<p>クレジットカード決済による収納</p>	<p>現在、罰金・料金は後日郵便振込により収納しているが、滞納が数多く発生している。したがって滞納を軽減するため、その場で収納可能なクレジットカード決済による収納を行う。これにより収納率の向上と職員負担の軽減も図る。</p>
		<p>(財務省) 公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。道路交通法(昭和35年法律第105号)の反則金の収納については、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。 提案については、カード分割決済時や決済不能時、カード偽造等の場合における諸問題等について、個別にどのようにお考えになっているのか明らかではないが、道路交通法の反則金の収納については、公金の収納におけるその責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されたいと考えられず、かつ、業務の代替性の提案ではないため、市場化テストの対象とすることは不可能、かつ、不適当であると考えられる。</p>	<p>会計法第7条第1項 歳入は、出納官でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。 公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。</p>	<p>会計制度所管官庁としての財務省としては、開示する情報は、ない。</p>		<p>公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。</p>			

c	<p>以下の回答は、「クレジットカード会社を歳入代理店に加えること」についてのものである。</p> <p>歳入代理店は、歳入金等の国庫金収納事務を日本銀行本支店に代わって取扱う機関であり、日本銀行が歳入代理店契約を結ぶことにより全国に設置している。</p> <p>歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を負うものであり、払込までの間においては日本銀行の当該機関に対する与信となることから、日本銀行では、歳入代理店を、経営内容をチェックする当座預金取引先金融機関の範囲内で選定している。このため、日本銀行が歳入代理店を一般事業会社に拡大することについては、慎重とならざるをえないものと思われる。</p> <p>なお、クレジットカード会社を歳入代理店に加えるとの提案は、現状でも民間が行なっている歳入代理店業務の受託者の範囲に係る問題であり、「官から民」へ事業を移管する市場化テストとは趣旨が異なるのではないかと。</p>	<p>日本銀行は、「代理店の設置等に関する基本要領」において、歳入代理店の設置基準を定めている。</p> <p>歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を負うものであり、払込までの間においては日本銀行の当該機関に対する与信となることから、収納業者の経営の健全性の確保を図る必要がある。このため、日本銀行では、「代理店の設置等に関する基本要領」に定める基準を満たす金融機関から歳入代理店を選定し、モニタリング(目録審査)等により経営内容をチェックする当座預金取引先金融機関の範囲内で選定するとともに、所要の担保を徴求することとしている。</p>	<p>日本銀行の国庫金取扱事務の監督官庁としての財務省としては、開示する情報は、ない。</p>	<p>歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を負うものであり、払込までの間においては日本銀行の当該機関に対する与信となることから、収納業者の経営の健全性の確保を図る必要がある。このため、日本銀行では、「代理店の設置等に関する基本要領」に定める基準を満たす金融機関から歳入代理店を選定し、モニタリング(目録審査)等により経営内容をチェックする当座預金取引先金融機関の範囲内で選定するとともに、所要の担保を徴求することとしている。</p>			
4	<p>(総務省)</p> <p>統計事務について、包括的民間委託を含め、民間委託を進めていくことは、政府としての基本方針であり、これまでも一定の成果を挙げているところである。(平成16年3月末現在で約75%の調査において何らかの民間委託を実施済。)</p> <p>さらに、こうした取組を進めていく観点から、平成16年度中に、統計調査の民間委託に係るガイドラインを作成することとしており、現在、総務省が開催する検討会において、関係府省による協議が進められているところであり、今後とも包括的民間委託について推進してまいりたい。</p> <p>しかしながら、指定統計調査については、次のような性格や事情があることから、その包括的民間委託に当たっては、総合的な見地から、見直し・検討が不可欠であると考えられている。</p> <p>① P 推計や地方交付税の算定、衆議院議員選挙区の画定などの国、地方公共団体における重要政策の判断根拠として利用されることから、その結果について、特に高い精度が求められること</p> <p>このため、指定統計調査について、その方法や内容等に関して変更を行う場合、政府統計制度を所管する総務大臣の承認が必要となるとともに、総務大臣は承認に際して予め統計審議会の意見を聞かなければならない(統計法施行令第1条の3)とされていること</p> <p>調査結果を迅速に、かつ安定・継続的に提供していくため、法定受託事務のスキームにより、地方公共団体の統計組織を活用して作成されていること</p> <p>統計関係法令において、対象者への申告義務、統計調査員に対する守秘義務及び立入調査などの実地調査権など、特別な規定が置かれていること</p> <p>したがって、現在、経済財政諮問会議の下に設置された「経済社会統計整備推進委員会」(座長:吉川洋 経済財政諮問会議民間議員)における統計の整備・充実に向けた検討等の中で、国と地方との役割分担のあり方、関係法令等の見直しなどを含め、統計調査の実施の在り方について総合的な検討を行うこととされている。委員会における検討の結果等を踏まえ、必要な方策をさらに進めてまいりたい。</p> <p>なお、今回ご提案があった具体的な統計調査のうち、家計消費状況調査については、既に包括的民間委託を実施している。</p>				統計調査受託事業	<p>統計データ調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集作業</li> <li>データ処理</li> <li>現在、統計局、統計センターが実施している各種統計調査事業</li> <li>国勢調査 (5年ごと)</li> <li>労働・賃金に関する調査</li> <li>労働力調査(1900団体、2877人)</li> <li>就業構造基本調査(5年ごと)</li> <li>就業希望状況調査</li> <li>企業活動に関する調査</li> <li>事業所・企業統計調査(5年ごと)(全市町村、13万人)</li> <li>サービス業基本調査(5年ごと)</li> <li>個人企業経済調査(四半期ごと)(194団体、194人)</li> <li>商業・サービス業に関する統計</li> <li>サービス業基本調査(5年ごと)</li> <li>物価・地価に関する統計</li> <li>小売物価統計調査(毎月)(167団体、753人)</li> <li>全国物価統計調査(5年ごと)(168団体、680人)</li> <li>家計調査</li> <li>家計調査(毎月)(168団体、673人)</li> <li>家計消費状況調査(毎月)</li> <li>全国消費実態調査(5年ごと)(1000団体、9000人)</li> <li>住宅・土地統計調査(5年ごと)</li> </ul> <p>「当該事業は、下記の問題を有しており、これを民間が受託調査、一括契約方式で実施することとすれば、費用面の点で改善が図り得る。」</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期、不定期の作業が大きく、統計調査員の確保等が難しい</li> <li>新しい調査方法、導入が、予算面、制度改正が遅く取り入れられない。</li> </ul> <p>(効果)</p> <p>調査作業の効率化・簡素化が可能</p> <p>都道府県・市町村職員の事務負担軽減</p>	
5	<p>(総務省)</p> <p>政府は、現在日本郵政公社が行っている事業について、都市地域と過疎地域を区別することなく、その全体を2007年に民営化することを閣議決定しており、市場化テストの対象とされる官が担うサービスそのものが存在しないこととなるもの。</p>				「過疎地域郵政事業」	<p>「現在、郵政公社が行っている事業で、採算が取れないことが予測される過疎地の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)に関わる事業」</p>	<p>平成16年9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」で示されている「配慮原則」、特に、3.(1)(イ)で示されている「代位的なサービスの利用可能性を考慮し、過疎地の拠点維持に配慮する」を踏襲する必要があるが、過疎地の代位的サービスの可能性は一般に低く、この点が、郵政事業の民営化を阻む最大の要因の一つとなることが予想される。これを、都市地域の4事業 完全民営化、過疎地域の4事業 郵政公社を維持したまま市場化テストを含むコンセッション方式の民営化を適用することで、より、国民総体の支持基盤を作ることができ。</p>
6	<p>(国土交通省)</p> <p>国土交通省において実施している、11省庁(管轄関係のみ)及び関係公団の工事・コンサル業務に係る定期競争参加資格審査のインターネットによる一元受付については、申請者各自のインターネット端末からデータが入力されるので、提案者の希望するような申請データ収集業務はシステム上で行われており、さらに、インターネット一元受付のシステム開発業務も既に外部機関に委託済みである。</p>				業者登録受付事業	国土交通省や総務省が実施している官公庁共通の業者登録受付事業	申請データに対する審査業務は各省庁で実施されており、本事業はその前段階の申請データ収集業務が中心だから。
d	<p>(総務省)</p> <p>業者登録受付事業」として提案されている内容は、会計法(昭和22年3月31日法律第35号)第29条の3第2項に基づき委任された予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第72条第2項及び第31項の事務を指すと見られ、事務手続としては、各省庁が一般競争参加資格(公共事業を除く)の申請を受け付け、審査の上、一般競争参加資格の認められたものについて、当該申請書の写しを総務省に送付し、総務省が当該写しの内容をシステムに登録し、データベースを作成、管理している。これら一連の事務手続きのうち、総務省においては、各省各庁から送付された申請書写しの内容をシステムに登録し、データベースを作成、管理する部分の事務のみを行っている。総務省では、取りまとめ省庁となった平成13年以来これら事務を民間事業者に請け負わせて行っている。</p>						
7	<p>(法務省)</p> <p>被收容者の実力行使や権利制限に関することなどの公権力の行使に関わる業務以外の行刑施設の運営に係る一部の業務</p>	該当なし	特になし	業務の内容及びコスト(人件費等)開示の実施時期については検討中	特になし	行刑施設運営業務	現在法務省にて実施している行刑施設の運営に係る業務
8	<p>(財務省)</p> <p>イ 公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置しており、その借入を貸与する者の決定に当たっては、各省各庁の長が国等の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行うこととなっている(「国 国家公務員宿舎法(参照)」)</p> <p>ロ 宿舎の設置及び禁止については、国の歳出予算の支出を伴うものであり、最終的な責任は財務大臣及び各省各庁の長が負うこととなるため、当該支出に係る行為は財務大臣等の指揮命令権が及ぶ職員が行うべきである。また、その設置又は廃止を決定する際には、単に施設の老朽度や空室割合だけで判断できるものではなく、行政需要に基づく官署の新設、統廃合等とも関連する必要があることから、国でなければ行えないものである。</p> <p>ハ 宿舎の維持管理については、既に可能な部分を民間委託しており(「欄 口参照」、国が行っているのは、発注、契約、被貸与者の決定等国が行わなければならない業務である。維持管理業務のうち、例えば、宿舎の貸与は、緊急事態に対処する等職場に近い場所に居住させる必要がある者であるか否か、勤務が恒常的に深夜に及び否か等、被貸与者個々の職務内容を具体的に判断して行う必要がある。また、職員宿舎の貸与については、借地借家法が適用対象外であり、仮に空室ごとに宿舎を民間に賃貸した場合には、借家権等の権利が発生し、効率的な管理処分が困難となるおそれがある。</p> <p>ニ 民間企業等が国有財産である宿舎の設置、廃止及び維持管理等を行うこととなった場合には、国の必要性よりも利益追求が優先され、自己の利益に沿った設置や廃止等が行われるおそれがあるほか、必要な維持管理が行われないおそれがあり、宿舎の設置目的である国の事務及び事業の円滑な運営が阻害されることとならぬ。</p> <p>ホ 未貸与となっている宿舎については、宿舎間で人員調整を行って空室を集約し、この結果全体として空室となった宿舎については、売却処分を行う等有効に活用しているところである。国家公務員宿舎の貸与については、借地借家法の適用対象外であり、仮に空室ごとに宿舎を民間に賃貸した場合には、借家権等の権利が発生し、効率的な管理処分の困難となるおそれがある。</p>	<p>【国家公務員宿舎法】</p> <p>(第1条) 国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(第4条、第5条、第8条) 公務員宿舎の設置及び維持管理については、各省各庁において取扱いに差異が生じることのないよう、宿舎法によって統一を図っており、原則として設置は財務大臣が行い、維持管理は、合同宿舎については財務大臣が、省庁別宿舎については、各省各庁の長が行っている。</p> <p>(第14条) 借入を貸与する者の決定に当たっては、各省各庁の長が国等の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行うこととなっている。</p> <p>【国有財産法】</p> <p>(第18条) 国有財産(行政財産)は、国の事務又は事業の円滑な運営に支障を生じることのないよう、処分、私権の設定等を認めていない。</p>	<p>イ 業務量及び総コスト等については、全省庁、全国に及ぶものであることから、統一的に把握することは困難である。</p> <p>ロ 現時点で提供可能なものは、宿舎に関するデータ(国有財産一件別情報(財務省HP掲載))である。</p>	<p>イ 国家公務員は、公務の必要に基づき、全国各地に転勤することがあるが、これが大量かつ一時期に集中するとの特殊事情があり、安定的に行政サービスを行うため、在勤地における住宅を確保する必要から自ら設置し保有している(宿舎制度を廃止して民間借上方式に切り替えることは、財政負担の増加を招くため不可)。</p> <p>ロ 宿舎関連業務で、民間に委託している業務は、宿舎の設計、建設、工事監理、修繕並びに被貸与者の入退去時の立会い及び国と入居者との連絡調整等の宿舎の日常的な維持管理業務である。</p>	公務員宿舎統括業務	財務省等の公務員宿舎統括業務	<p>民間事業者が公務員宿舎を一括管理し、公務員の入退去管理、不特定の民間借上者手配、遊休国有宿舎の民間への賃貸、管理、国有財産台帳整備等の業務を行う。公務員にとって住みやすい環境を提供するとともに、民間施設を含めた柔軟な受給調整、国有資産の有効活用による歳入増等を図る。全国の宿舎の立地及び設備現況を把握することにより、国の保有の適否の判断や公務員宿舎使用料の適正化に資する基礎データを整備し維持する。</p>
9	<p>(国税庁)</p> <p>1 受託企業に納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供するした場合、納税者等からの情報提供など調査徴収事務への協力が得られにくくなるといった、税務行政面に対し重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示しないことも考えられる。</p> <p>2 滞納整理に当たっては、個々の滞納者の実情を応じた処理(納付計画の指導及びその履行監視、異動権限の付与、差押えの着手等)の見地を行うとともに、時限を過ぎることなく、公権力の行使を含む臨機な措置をとっているところであり、公権力の行使とそれ以外の部分は一体不可分である。</p> <p>3 受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反になる。</p> <p>4 提案された国税の徴収の事務については、他の滞納整理事務と一体と行われているものであるため、当該部分のみを切り離し市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p>	<p>1. 国税徴収法第2条第11号は「徴収職員」を「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員」としているが、適正かつ公平な徴収の執行を行うため、「徴収職員」が行うものとしたものである。</p> <p>2. 財務省設置法第20条により、国税庁は内国税の賦課及び徴収に関する事務をつかさどることとされている。これは、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うには、行政組織である国税庁が適しているためと考えられる。</p>	<p>・事業規模に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPに掲載)している。</p> <p>・繁忙期に関する情報として月別新規発生滞納額が考えられる。</p> <p>・間接費に関する情報として、開示可能な情報なし。</p> <p>(理由)滞納整理事務は徴収担当職員だけでなく、課税担当職員による税務調査等により把握された資料情報等の活用や課税担当職員等による納付しようなど、全庁的に取り組んでいるところであり、滞納整理事務に係る間接費用を抽出・算定することは不可能。</p> <p>・業務量に関する情報として処理済滞納件数が考えられる。</p> <p>徴収金額に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPに掲載)している。</p>	<p>仮に提案にあるような事務を委託するには、少なくとも、委託事務に従事する社員に対するみだし公務員規定による守秘義務等の適用、委託事務に従事する社員とそれ以外の社員とのファイアーウォール、納税者と受託企業との間で争いが生じた場合の責任の明確化など、適正な委託事務の遂行のための立法措置が、最低限、必要不可欠。</p>	国税の徴収・回収業務支援	<p>文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等</p>	<p>債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職位負担の軽減に寄与することを目的とする。</p>

			<p>(法務省) 【現行の法規制等の内容について】 1. 債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。国税、授業料、社会保険料は特定金銭債権ではない。 2. 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、債権管理回収業及び債権管理回収業に関する特別措置法第12条各号に定める業務以外の業務を兼業することができる(注1)。 しかし、具体的事業として挙げられている「文書・電話催告・現地調査支援」業務のうち、催告は法律事務であることから、法務大臣が兼業を承認することはできず、これ以外の法律事務に当たらない兼業内や現地調査支援であれば承認を与えることは可能である。また、「訴状作成支援」については、司法書士法第3条第1項第4号(注2)に抵触するおそれを否定することができないことから、法務大臣が債権回収会社に兼業の承認を与えることにつき疑義があるものと思料する。 (注1)兼業の承認の基準については、「事務ガイドライン2-3-2承認の基準」において、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるかどうかの審査に当たり、留意すべき点が以下のとおり示されている。当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。債権管理回収業の財産的基礎に悪影響を及ぼすおそれのあるものではないこと。暴力団等反社会的勢力が関与しやうするものではないこと。債権回収会社としての社会的信用を損なうおそれのあるものでないこと。 (注2)司法書士法抜粋 第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。 四 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。</p> <p>【関連する規制改革措置の内容】 債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。 なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと思料する</p>						
10	c	(文部科学省) 国立大学法人制度及び独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。					国立大学・高等専門学校等の授業料の徴収・回収業務支援	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負担の軽減に寄与することを目的とする。
			(法務省) 要望管理番号9に同じ						
11	c	(財務省) 公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国の使用料・手数料の収納については、国の職員である出納官及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。 提案については、カード分割決済時や決済不能時、カード偽造等の場合における諸問題等について、個別にどのようにお考えになっているのか明らかではないが、使用料・手数料の収納については、現金納付に加え、口座振替や電子歳入納付等の多様で安全確実な収納方法を既に整備しており、公金の収納におけるその責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されるとは考えられず、かつ、業務の代替性の提案ではないため、市場化テストの対象とすることは不可能、かつ、不適当であると考えらる。	会計法第7条第1項 歳入は、出納官でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。 公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納代行業務	クレジットカード決済や電子証紙を活用した収納	わが国では公金収納(使用料・手数料・税金)のチャネルが金融機関・郵便局・税務署の窓口支払や口座振替だけでなく、マルチポイントネットワークを利用したインターネットバンキング・モバイルバンキングなどのチャネルが拡大し、すでに財務省・名古屋国税局などで取組が行われている。国民の利便性を考えると、クレジットカードや電子証紙などのチャネルも必要であり、これらチャネルを使った収納を代行する。またこれにより収納率の向上と職員負担の軽減も図る。		
		(国税庁) 市場化テストの目的は、公共サービスを官民で競争入札し、価格・質両面で優れた主体が提供するものである。国税の納付については、金融機関(日銀歳入代理店)又は税務署の窓口で納付書に現金を添えて納付しなければならないこととされていることから、クレジットカード又はこれに類似した納付方法はとりえず、また、提供する予定もないことから、市場化テストにはなじまないと考えられる。	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日銀歳入代理店)又は税務署の窓口で納付書に現金を添えて納付しなければならないこととされている。このほか、電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。 また、納税者本人でなく第三者による納付が認められている。 提案の法規制にある「予算決算及び会計令」第5章収入第2節収納第32条(日本銀行における収納等の手続)で「財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者及び払込者に交付することを要しない」とあるのは、国庫金電子納付の場合に領収証書の発行を不要とする規定であり、クレジットカードによる国税の納付を規制しているものではない。	現在の国税納付の取扱い状況。 ・事業規模及び収納金額に関する情報として「国税収納金整理資金徴収額報告書総集計書」(年度計) ・繁忙期に関する情報として月別の「国税収納金整理資金徴収額報告書総集計書」 ・間接費に関する情報として開示可能な情報なし(理由) 国税の収納業務は金融機関である日本銀行代理店又は歳入代理店で行われているため ・業務量(処理件数) 現金領収件数の全国計	現行のクレジットカードの仕組みを国税納付に当てはめると、クレジットカードの提示時点と入金の時点が相違することから、提示した時点では納付にならないことに加え、その間の延滞税などの負担や入金までのリスク、更に手数料の負担など問題が多い。 なお、国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用が見込まれる個人に関しては、振替納税が7-8割利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となっているところ。				
	e	(総務省) 公金収納は会計法に基づいて行われており、当省は回答できる立場ではない。							
	e	(厚生労働省) 公金収納の業務について、厚生労働省のどの業務を指しているのか明らかではないが、公金収納については、財務省の所管法令である会計法等に基づいて制度の整備がなされているところであり、当省としては当該提案について、判断する立場にないものと考えらる。							
	c	(農林水産省) 公金収納(検査、登録等に係る手数料等)は、国庫金電子収納システムにより行われており、クレジットカード等による収納を認めるかどうかは、同システムの運用の問題であることから、当省から「措置の内容(対応策)」を回答することは困難である。 なお、この提案の内容は、公金収納の手段としてクレジットカード等を利用した方法を追加するというものであり、官民競争入札により公共サービスの提供主体及び手法を決定するという市場化テストの趣旨には適合しないものと考えらる。							
	e	(文部科学省) 公金収納に関しては、会計法に基づき制度が整備されているため、法令所管省庁でない当省がご回答できる立場にはありません。							

	e	<p>(国土交通省) 当省では、このような事態を防ぐべく適正な会計処理に努めており、提案にあるような事案は、基本的に発生し得ないものである。カード決済等については、会計法、債権管理法等の収納手続に関する制度は財務省の所管であり、国庫金の収納取扱機関は日本銀行であるため、当省では担当できない。</p>						
	e	<p>(経済産業省) ご提案については、国民の利便性に資する面もあると考えられるが、国庫金の収納については会計法等の法令に基づき制度の整備がなされており、関係する成人金電子納付システムは各省共通のものを用いており、その管理及び運用の事務は財務省会計センターで行っている。当省として検討を行うためには、制度やシステム上可能であるかどうかについて、財務当局の見解が必要。</p>						
12	c、d	<p>(文部科学省) 国立大学及び国立高等専門学校等の法人化により、制度上の規制は特段設けておらず、民間事業者の参入は既に法人の判断により可能となっています。 各国立大学法人及び国立高等専門学校機構においては授業料納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止などのほか、クレジットカード決済による収納を行っているところではありますが、国立大学法人制度及び独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>				国立大学・高等専門学校の授業料の収納代行業務	クレジットカード決済による収納	学生及び学生の両親等の支払方法の多様化による利便性を図るため、クレジットカード決済による収納を行う。それにより、収納率の向上と職員負担の軽減も図る。
13	c、d	<p>(文部科学省) 国立大学の法人化により、制度上の規制は特段設けておらず、民間事業者の参入は既に法人の判断により可能となっています。 なお、保全業務及び維持管理業務などは、各国立大学法人において自ら所有する資産に対し、それぞれの経営戦略の下、業務内容に応じて、合理的・効果的にアウトソーシングを行っていることと承知していますが、国立大学法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>				国立大学法人施設保全管理業務	各国立大学法人における、施設保全管理業務	民間事業者が各国立大学法人が保有する文教施設の保全業務(保全作業及び管理)を一括して実施する。国立大学施設においては、経年による老朽化や機能劣化が進んでいる。このため、民間事業者は全国的な電子情報組織を設け、全国国立大学の保全情報を集積管理し、各大学を横断するベンチマーク分析を行い維持管理費やエネルギー使用量の適正化を図るとともに、長期保全計画に基づいた施設整備費の適正な配分等によりライフサイクルコスト低減を図る。また、資産の現況を把握することにより、遊休資産の買戻・売却等の有効活用を基礎データを整備し維持する。
14	c、d	<p>(文部科学省) 現行制度上特段の規制は設けておらず、民間事業者の参入は既に法人の判断により可能となっています。 なお、福利厚生事業については、既に合理的・効果的にアウトソーシングを行っている共済組合もあります。 また、法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については当該法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>				福利厚生事業	<p>国で実施している福利厚生事業(主に共済組合での福利厚生事業や独立行政法人の福利厚生事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員満足度の向上(福利厚生メニューの充実、地域間格差の是正、きめ細かい情報提供、利便性・予約率の向上)</li> <li>・ 文部科学省</li> <li>・ 社会保険庁</li> <li>・ 独立行政法人産業技術総合研究所</li> </ul>	民間企業では普及が進む福利厚生事業のアウトソーシングを実施することで以下の効果が想定でき得る。 ・ 職員満足度の向上(福利厚生メニューの充実、地域間格差の是正、きめ細かい情報提供、利便性・予約率の向上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の明確化(場合により経費削減)</li> <li>・ 契約施設等との契約手続き、予約受付、補助金支給、職員への告知等の事務処理負担の軽減</li> <li>・ 社会環境の変化、人事諸制度の改定等に対応した福利厚生の整備</li> </ul>
	d	<p>(厚生労働省) 共済組合の福祉事業については、一部の府省において、既に民間委託している事例があることもあり、民間事業者の参入を阻害しているとは考えていない。 また、当省の共済組合の福祉事業についても、費用対効果等を考慮した上で、その一部を既に民間委託していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないものと考えている。</p>						
	c	<p>(経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所は国家公務員共済組合に加入しており、福利厚生事業については主に連合会及び経済産業省共済組合の福利厚生メニューであるため、産総研単独での対応が困難であるとともに、規模も小さく効果も限定的である。</p>						
15	c	<p>(厚生労働省) 現在、ハローワークが行っている職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全面的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要がある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の实效性が担保できないこと、雇用保険業務については、失業の認定・給付、適用等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務については、そもそも民法上の委託契約のみで実施することはできないこと、差給を防止する観点から雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること、雇用保険業務の中には職種確認や運営納付命令の発出等多くの指導監督的な業務が含まれているが、これらの業務と他の雇用保険業務とは切り離すことはできないこと等から、国が直接実施の必要がある。</p>	<p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。 雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」こととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。</p>	<p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、 ・ 現行の公共職業安定所の施設単位の直接費及び間接費については、施設単位で、あるいは直接、間接の区分で算出していないため、提示不可。 ・ その他の事項については、公共職業安定所全体であれば、可能な範囲について、把握後速やかにお示しすることが可能である。</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。</p>	公共職業安定所の全業務	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している指導監督業務を除く全業務を施設単位で市場化テストの対象とすることを提案いたします。	<p>現行のハローワークは、低いマッチング率、利用者軽視のサービス、高コストといった多くの問題を有しています。これは単なる公務員の懈怠というよりも、公務員という立場上の限界ということもできます。民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきたいま、我が国の職業紹介システム全体における官の関与のあり方を見直し、新しい国民のパートナーシップの下で、効果的で質の高いサービスの提供を実現すべきと考えます。 なお、就職困難者の再就職支援といった事業単位で市場化テストにかけるといった意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民間に切り出しても、業務の効率化には結びつきません。ハローワークにおける無駄は、職員の人件費や福利厚生費、事務費など本体的部分にこそあるものであり、この部分を含めて包括的に民間に委ねることこそ、無駄なコストを削減し、必要箇所重点的に費用配分をし、効果的・効果的な業務運営が可能になるといえます。また、職員の職(ポスト)が市場化テストにかけられることにより、官の側にもサービスの向上や業務の効率化といった努力が期待できます。よって、ハローワークの原則全業務を施設単位で市場化テストの対象とすべきと考えます。</p>
16	c(一部a)	<p>(厚生労働省) アビリティガーデンは、今後の労働政策の重要課題であるホワイトカラーの職業能力開発のために、 (一)新たな訓練コース(訓練目標、カリキュラム、教材等)の開発 (二)開発したコースの試行実施、効果検証(2年間)及び民間への普及 (三)開発したものの普及するに至っていない訓練コースの改良等のための継続実施を一体的に実施しており、国が責任を持って行うべきものである。 このため、アビリティガーデンの運営、訓練コースの開発は、学識経験者、労働組合・使用者団体、民間企業等国をあげての協働体制の下に行っているものであり、一民間機関に運営を委託することは不適当である。 しかしながら、当該事項については、可能な限り市場化テスト、民間開放に対応するとの観点から検討し、以下の項目について、実施することとした。 アビリティガーデンの施設・設備の民間開放 ・ 土日・夜間において未使用の施設・設備を民間開放する。 ・ ホワイトカラー関連職種を対象とした訓練を民間に委託して実施する。 ・ 委託費には、訓練生の募集経費及び訓練修了者の就職支援経費を含めるものとする。</p>	<p>(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に基づき、国等は離転職者等に対する職業訓練を迅速かつ効果的に行うため、公共職業能力開発施設において実施するほか、必要に応じ他の適切な施設に委託してその行う教育訓練を受けさせることができるとされていること。 (2) 職業能力開発促進法第23条第1項に基づき、公共職業訓練において求職者に対する職業訓練を無料とするのは、通常求職者であることに伴う経済的事情を考慮し、その負担を軽くしようとする社会的政策的配慮に基づくものである。すなわち、求職者に対して行う職業訓練については、雇用の安定を図るセーフティネットとして国の責任として実施されていることから、上記の理由に鑑み、受講料を無料としており、委託教育訓練機関の事業を圧迫しようとするものではない。よって、委託訓練を実施する場合においても当然受講料は無料となるものである。</p>	<p>&lt;公共職業訓練関係&gt; 現段階においては、数値等を精査の上、合理的な期間内にお示しすることが可能な事項は次のとおり。 公共職業訓練施設(アビリティガーデン)の人員体制(常勤・非常勤)及び各職員の業務内容 公共職業訓練施設(アビリティガーデン)の業務のうち、雇用・能力開発機構本部が代行している業務(講座の企画、講師依頼、教材作成等) 公共職業訓練施設(アビリティガーデン)の施設単位の業務/パフォーマンス ・ 離職者訓練申込者数と倍率 ・ 離職者訓練受講者の就職率 ・ 教室の稼働率 ・ アビリティガーデンネットの稼働率(通年の放映時間) ・ 企業・団体、勤労者個人の相談受付件数 ・ 講演会・シンポジウム・産業間交流会の開催状況 ・ 無料職業紹介事業状況(求人開拓数、紹介数)、ハローワークとの連携方法 ・ 宿泊施設の稼働率 公共職業訓練施設(アビリティガーデン)の単年度の直接費・間接費については直接、間接の区分で算出していないため、提示不可</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望内容を踏まえ、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。</p>	公共職業訓練施設の全業務	現在雇用・能力開発機構の実施している公共職業訓練事業等(特に非効率性が顕著な生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	<p>現行の公共職業訓練施設は、稼働率が低く高コスト・非効率な運営を行っている。訓練内容が労働者や企業のニーズに充分対応できていない。訓練と紹介が一体化されておらず効果的なマッチングができていない。訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練にのみ偏重しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している。といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、訓練の効果的・効果的な実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。</p>



22	a	<p>(厚生労働省) ご提案内容を踏まえ、キャリア交流プラザについては、以下の内容で公設民営方式で市場化テストのモデル事業の対象とすることとする。 ・「ハローワーク」を冠した名称とする。 ・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。 ・委託費には登録者の就職の評価を含めるものとする。 ・5カ所とする。</p>	<p>特段想定されない。</p>	<p>・「ハローワーク」を冠した名称とする。 ・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。</p>	<p>モデル事業の実施に当たって、必要となる情報を開示するべく準備することとした。</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望内容を踏まえ、キャリア交流プラザについては、公設民営方式で市場化テストのモデル事業の対象とすることとする。</p>	職業相談事業	<p>現在公共職業安定所が実施している職業相談事業 職業相談事業のうちの、キャリア交流プラザに関する業務</p>	<p>この事業は、民間が行う再就職支援サービスと共通している部分が多い。また、希望者が多いため希望者すべてが利用できる状況にないという問題があり、パワチャー等の配布により官民のサービスを連携することが可能になることができれば、求職者の利便性向上につながるものと考えられる。 各ハローワーク、人材銀行の下部組織ということもあり、キャリア交流プラザとしての横の連携が取れないという問題も有しており、民間が入り各キャリア交流プラザ代表者による委員会のような組織をつくりキャリア交流プラザ全体で広報宣伝活動を行うようになれば、効率化が進み利用者の利便性向上につながるものが出来、就職率の向上に繋がるものと考えられる。</p>
23	c	<p>(厚生労働省) ヤングハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、憲法に規定される勤労者の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できるものとして全国的ネットワークにより国が直接実施する必要がある。</p>	<p>職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p>	<p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、ヤングハローワークにおけるコストについては、公共職業安定所全体のコストに含まれているものもあり、区別して試算することは困難である。なお、ハローワークのコストについては要望管理番号15の該当項目を参照のこと。ヤングハローワークの事業の個々の業務内容等については、可能な範囲について、把握後速やかに示すことは可能である。</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。</p>	職業紹介事業	<p>現在公共職業安定所が実施している職業紹介事業 職業紹介事業のうちの、ヤングハローワークに関する業務</p>	<p>若年層の失業率が高いところから利用者が多く、相談を受けにくいという問題を有しており、これを民間がインターネットなどを利用して相談方法の多様化をはかれば利便性の向上につながるかと考えられる。また、方向性が定まらない若年層にとつての相談施設という面では、年齢層の近い担当者で対応するなど対応方法を工夫することにより機能改善につなげ利用者の向上、就職率の上昇に結びつけることができる。各ハローワークの下部組織ということから、ヤングハローワークとしての横の連携が取れないという問題を有しており、民間が入り各ハローワーク代表者による委員会のような組織をつくりヤングハローワーク全体をマネージすることができれば、広報宣伝活動をはじめとして効率化が進み、利用者増につながるものが出来る。</p>	
24	c	<p>(厚生労働省) 1について 職業訓練事業と職業紹介事業を一体的に市場化テストの対象とすることについては、求職者の求めるコースは多様であり、訓練修了後の就職希望地域は広範であることから、特定の職業紹介機関と特定の訓練機関を一体的に運営することは、そのサービス範囲の枠外の労働者の訓練や就職が不可能となり適当でない。 2について 現在、ハローワークが行っている業務については、憲法に規定される勤労者の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的ネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の実効性が担保できないこと等から、国が直接実施する必要がある。</p>	<p>1について 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第23条第3項に基づき、現状においても、公共職業能力開発施設及び職業安定機関との密接な連携の下に、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティングにより、求職者本人に最も適した訓練コースを選定すること ・訓練生に対する就職に関する情報提供を図ること ・職業訓練受講中や修了後も就職相談等の一貫した支援を実施すること等により、効率的なマッチングを行い、求職者の再就職促進を図っているところである。 2について 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p>	<p>職務引継ぎに必要なマニュアル作成等には、作成に要する合理的期間が必要。</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。</p>	若年層対象未就労者バーチャル・ジョブ・トレーニング事業・社会訓練事業及び職業紹介事業	<p>1. 現在国・県が実施している失業対策訓練及びデュアルシステム訓練 2. 現在はハローワークが行っている職業紹介 3. ニートに関してはまだフォローが行われていない。</p>	<p>現行実施している失業対策訓練・デュアルシステムは職業学習に近く、現在の社会的動向や企業のニーズ・実際の業務とかけ離れている。 又、訓練と職業紹介が分離された部門となっているため、訓練生に対しての細かいフォローが行えず就職に結びつきにくい。 尚、現在社会問題となっているニートは非常にフォローが難しく、民の専門家による社会訓練が必要だと考える。 以上それぞれの部分を集合させ、1つの民間に任せることにより、若年層の未就労率を飛躍的に下げることが可能。</p>	
25	c	<p>(厚生労働省) 社会保険事務所が行っている業務には、保険料の強制徴収などの公権力の行使となる業務が含まれており、包括的に民間開放することは困難。</p>	<p>民間へ業務委託できない明文の法規制は健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。</p>	<p>職務引継ぎに必要なマニュアル作成等には、作成に要する合理的期間が必要。</p>	<p>－2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。</p>	社会保険事務所業務	<p>現在社会保険事務所が実施している健康保険・国民年金・厚生年金等事業にかかる適用・徴収・給付手続業務及びそれに付随する相談業務、施設単位で包括的に市場化テストの対象とすることを提案いたします。</p>	<p>現行の社会保険事務所の業務については、高コストで非効率な運営、低い徴収率、不正確な給付、ずさんな個人情報管理、利用者軽視のサービスといった様々な問題が指摘されています。社会保険事務所の業務を民間事業者へ包括的に委託することで、効果的効率的な運営が可能となり、保険・年金財政の健全化が図られるとともに、国民の社会保険に対する信頼の回復に繋がることが期待されます。 なお、未納保険料の徴収といった事業単位で市場化テストにかけるといった意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民間に切り出して、業務の効率化には結びつきません。社会保険事務所における問題は、重層的組織や旧態的システム、効率的経営へのインセンティブの欠如といった組織を挙げた業務運営体制にあるのであり、かかる部分を含めて包括的に民間に委ねてこそ、人員配置や業務コストの重点配分等によって、効率的で効果的な運営が可能になるといえます。また、職員職(ポスト)が市場化テストにかけられることにより、官の側にもサービスの向上や業務の効率化といった努力が期待できます。よって、社会保険事務所の原則全業務を施設単位で市場化テストの対象とすべきと考えます。</p>	
		<p>(法務省) 要望管理番号9に同じ</p>							
26	a	<p>(厚生労働省) 国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付補助業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>	<p>民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。</p>	<p>基本的には、開示できる情報である。ただし、コストについては現在精査中であり、合理的な期間内に開示したい。</p>	<p>これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。なお、年金制度改革の具体的な内容は、開示されている。</p>	国民年金保険料の収納業務	<p>現在社会保険庁が所管している「国民年金保険料」の収納業務に關し、未納者からの徴収業務を代行する。</p>	<p>「国民年金保険料」の納付率をアップさせるに当たり、民間サービスの回収ノウハウの活用を検討いただきたい。</p>	
		<p>(法務省) 要望管理番号9に同じ</p>							
27	a	<p>(厚生労働省) 国民年金、厚生年金保険及び政府管理健康保険の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、国民年金の徴収業務のうち、非権力的な電話・戸別訪問による納付補助業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>	<p>民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。</p>	<p>求められている情報の具体的中身が分かり次第、開示できるかどうかについてお示ししたい。</p>	<p>これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。</p>	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務	<p>社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務の民間委託</p>	<p>督促、回収業務を業とするサービスに委託することによる、費用対効果改善</p>	
		<p>(法務省) 要望管理番号9に同じ</p>							

28	a	(厚生労働省) 国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。	民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。	基本的には、開示できる情報である。ただし、コストについては現在精査中であり、合理的期間内に開示したい。	求められている情報の具体的中身が分かり次第、措置できるかどうかについてお示ししたい。	国民年金保険料の 収納事業	現在社会保険庁が所管している「国民年金保険料」の収納義務に関し、未納者からの徴収業務を代行する。	「国民年金保険料」の納付率をアップさせるに あたり、民間サービスの回収ノウハウの活用 を検討いただきたい。
			(法務省) 要望管理番号9に同じ					
29	a	(厚生労働省) 金融機関による口座振替及びコンビニ収納については、既に直接金融機関やコンビニに委託することにより実施している。国民年金の電話・戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。	行政処分ではない非権力的な業務であれば、民間へ業務委託できない法規制は国民年金法上はない。	これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。	国民年金保険料の 徴収事業	現在、社会保険庁が実施している、国民年金保険料の徴収代行事業、未納者への電話督促(1次、2次、3次)事業 (注)電話の1次督促は既に民間に委託済み (具体的内容) 1. 国民年金保険料の徴収代行：金融機関での口座振替、コンビニ収納(引落しデータの授受から保険料振込まで一括実施) 2. 未納者への電話督促(コール) 1次督促(1回のコールのみ)・・・(民間へ委託済)ex:未納の通知 2次、3次督促(2回目以降のコールをとる)ex:2次督促・・・納付日の約束取付け、3次督促・・・納付をさらに強く依頼など 3. 提案事業の対象エリア 国民年金保険料の徴収代行・・・対象エリア：日本全国 未納者への電話督促(1次、2次、3次)・・・対象エリア：日本全国 4. 提案事業のスキーム概要 事業の流れ：徴収 未納 督促 処分等 徴収のうち、口座振替とコンビニ収納、督促のうち、郵便督促、電話督促(コールセンター)について提案します。 (参考1)口座振替を活用した徴収代行サービス 社会保険庁から納付者あてに納付案内書を送付、社会保険庁から弊社に請求データを送付、弊社から納付者あてに請求書を送付(オプション)、納付者から金融機関(郵便、地銀、信金、信組、郵便局他)へ口座振替を依頼、金融機関から弊社へ送金(弊社は金融機関との間で口座振替契約を締結)、弊社から社会保険庁に対して振替結果を報告、弊社から社会保険庁に対して引落金額を振込 特徴 ・納付者にとって手間がいらず、負担の少ない収納方法です。 (参考2)コンビニを活用した徴収代行サービス 社会保険庁から弊社へ請求データを送付、弊社から納付者に対してコンビニ納付を郵送、納付者がコンビニで払い込み、コンビニは弊社に対して払込結果を通知、弊社は社会保険庁に対して払込結果を通知、コンビニは弊社に入金、弊社は社会保険庁に入金 特徴 ・銀行に決済口座を持たない方も適した収納方法です。 ・納付者は、深夜早朝にも納付できます。 ・口座振替で引落しできなかった納付者に対してもご利用頂けます。	民間提案の趣意 1. 民間が参加するだけの市場性があります。国民年金保険料の未納率は36.6%と、取組むべき喫緊の課題です。また、未納額の大きさを勘案すれば、多少のコストをかけてでも回収を図る価値のある市場があると見られます。 2. 弊社グループの既存のインフラ・ノウハウを有効活用できます。 民間委託した場合のメリット 1. 電話督促事業 以下のように、改善が期待されます。 【1】効果的・効果的・・・コールセンターが専業で実施する為、効率的です。 【2】24時間体制での実施が可能です。 【3】低コスト・・・時間給制による低コスト運営が可能です。 【1】効果的・・・収納会社の利用により、社会保険庁の努力・コストを削減できます。(ex:全国の金融機関とのデータ授受や仕分管理の煩雑さから解放されます。) 【2】社会全体のコスト削減・・・民間でも対応可能な徴収・督促業務はアウトソースし、社会保険料は年金相談、強制徴収等を優先して取り組むことで、全体として徴収率アップが期待できます。	
30	c	(厚生労働省) 「訴状作成支援」の内容が不明であるが、非権力的な文書・電話・面談による納付督促業務等についての民間への委託については、それによる業務の効率化の程度等について今後精査する。	非権力的な業務であれば、民間へ業務委託できない法規制は、厚生年金保険法及び健康保険法上はない。	基本的には、開示できる情報である。ただし、間接費については、その意味を確認した上で、対応を検討する。	社会保険料の徴 収・回収業務支援	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職位負荷の軽減に寄与することを目的とする。	
			(法務省) 要望管理番号9に同じ					
31	a	(厚生労働省) 「訴状作成支援」の内容が不明であるが、国民年金の非権力的な電話・納付督促による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。	行政処分ではない非権力的な業務であれば、民間へ業務委託できない法規制は国民年金法上はない。	これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。	国民年金の徴収・ 回収業務支援	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職位負荷の軽減に寄与することを目的とする。	
			(法務省) 要望管理番号9に同じ					
32	c	(厚生労働省) 債権回収業者(サービサー)に対する委託を行った場合、滞納事業主に係る企業情報をサービサーに提供することとなるが、当該サービサーやその関係法人等の保有債権と労働保険料に係る債権が競合し利益相反となるおそれがあるため不適当である。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(徴収金の徴収手続) 第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。 国税徴収法(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (第一号～第十号 略) 十一 徴収職員 税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう。	開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階において具体的に開示する情報については以下のとおりである。 なお、労働保険料として徴収・回収しているため、雇用保険料のみを前提としたデータの集計はしていないため、開示可能な情報も労働保険料としての情報となる。 資料出所は労働局作成データ (1) 事業規模・督促状発送事業場数 (2) 繁忙期・督促状発送時期、滞納整理期間 (3) 間接費の意味を確認したうえで、対応を検討する。 (4) 業務量(処理件数)：納付督促回数(電話・文書・訪問等) (5) 徴収、回収金額等：督促状発送事業主に係る徴収額	-2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。	雇用保険料の徴 収・回収業務支援	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職位負荷の軽減に寄与することを目的とする。
			(法務省) 要望管理番号9に同じ					
33	d	(厚生労働省) 各種届書の内容をシステムに入力する業務は、既に大部分を民間委託しているため、「措置済み」である。				個人情報保護 対応：分割・分散 処理データエ ントリー事業	一般的に、データエントリーを行う場合、下記の情報媒体を入力者(エントリーオペレーター)に渡す(見せる)事が必要。 紙媒体そのもの 紙媒体のフोटコピー 紙媒体全体を画像データ化したもの。 この場合、下記の点で個人情報保護上の問題が発生する。 紙媒体あるいは画像データ全体が庁外へ出て行く事による情報紛失、漏洩リスク。 仮に庁内で入力作業を実施している場合でも、作業中に紙媒体あるいは全体画像を渡すあるいは見せる事による情報漏洩リスク。 こういった問題を発生させない仕組みを前提とした市場化の再検討を望みます。	



34	b	<p>(経済産業省) 当省は「人事・給与情報システム」を導入する予定となっており、市場化テストについてはシステムがカバーする業務範囲および機能が具体化スケジュールにあわせて検討していきたい。</p> <p>現時点においては国が行う人事事務および給与事務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画(平成16年2月27日)」に基づき人事院、総務省および財務省にて「人事・給与関係業務情報システム(以下「人事・給与情報システム」という。))を開発中であり、全府省がこのシステムを導入することとなっている。このため、人事・給与業務の市場化テストについては、当該システムがカバーする業務範囲および機能が具体化するスケジュールにあわせて検討していきたい。</p>	<p>人事・給与業務に関する法規制等については、「人事・給与情報システム」の導入に伴い関係法規制等を所管する省庁等を中心に検討が進められるものと考えている。一方、当省の人事・給与業務を市場化することによる関係規定等の見直しについては、人事・給与システムがカバーする業務範囲等の具体化にあわせて、個別業務毎に検討していくことが必要と考える</p>	<p>現時点では、「人事・給与等業務・システム最適化計画(2004年(平成16年)2月27日)」に基づき、全府省とも「人事・給与情報システム」を導入することとなっており、当該システムの導入に係るコスト試算については人事院、総務省および財務省を中心に行われるものと考えられる。また、当省における当該システムを活用した入力作業コストとこれを市場化することにより発生するコストについては、システムがカバーする業務範囲等が具体化するスケジュールにあわせて検討していくことが必要と考える。</p>	<p>政府全体の人事業務に係る関連業務および現時点での現行業務量(時間)については、「人事・給与等最適化計画」を策定する際に、「業務処理時間短縮効果の試算方法」としてとりまとめられている。</p>	<p>現在、実施している人事・給与に関する基本情報等の入力業務については、市場化することによってコスト面を含めて業務が効率化するのであれば、民間等へのアウトソーシング等を検討していくことが重要と考えており、「人事・給与情報システム」の具体化スケジュールにあわせて検討していくことが必要と考える。</p>	<p>国等(各府省の内務省、外務省、地方支分部局に加入、独立行政法人、特殊法人等を含む。)が行う人事業務に関する給与事務、およびそれに付随するデータ入力代行および管理</p>	<p>左記業務において想定する業務範囲は別紙1「想定する受託業務範囲」となります。ただし、最終的な業務擦り合わせの結果として対象業務範囲の一部追加・縮小は考えられます。また、将来的には可能な範囲で各府省、独立行政法人あるいは特殊法人などに対象を拡大したいと考えますが、当初推進する上での対象組織は、以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 他省庁などの展開を考える上で規模的に以降のベンチマークを行いやすい1万人前後の職員を有する組織 (経済産業省)</li> <li>- 全国に分散した組織で業務集約化などの手法により効果が得やすい組織 (社会保険庁)</li> <li>- 人事・給与システムの更新時期が間近に迫っており、それを機に業務の効率化を図ることが可能な組織 (農林水産省)</li> </ul>	<p>現行の国等が行う間接部門の業務全般に各省庁、部局などごと異なる業務運用を行っていることと推察され、また民間で大規模組織においてとられる手法であるシェアードサービス化も十分進んでいないものと想定しています。弊社ではそれら間接部門の中でとりわけ人事業務について着目し、弊社の持つシェアードサービスの手法を始めとした人事業務に対する効率化施策を行うことにより、人事業務のコスト低減および品質の向上を図ることが可能と考えております。また、これらの業務は民間企業において給与事務アウトソーシング作業として一般化しており、この理由はコスト削減とともに給与事務そのものが企業の競争優位に直接的につながる業務ではないという認識のもとでなされています。同様の理由により、弊社においても、当該給与事務作業自体が国等が行政上などで真に行うべき付加価値業務ではないと考えることから、これら業務については民間に委託し、国等の機関においてはより官が真に行うべき業務に特化すべきものと考えています。</p>	
	c	(農林水産省) 人事院が開発した人事・給与システムを平成18年度を目途に導入する方向で準備中であり、システムの導入に当たってはサーバー等の保守管理に限り可能な限り民間委託する。			人事院が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理されるよう、システム設計がなされていると理解している。					
	c	(厚生労働省) 人事院等が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解している。 また、人事院が開発しているシステムは、当省だけが導入するものではなく、全府省が等しく導入することを政府として決定しているものであることから、システム開発者である人事院等において、そのような業務があるかどうか判断いただくべきであると考えている。			人事院が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされていると理解している。 いずれにしても、システムが完成され導入した時点でなければ、各種業務の形態が明確にできない状況にあり、現時点では情報を開示することは不可能である。					
35	b	(経済産業省) 当省は「人事・給与情報システム」を平成19年度以降に導入する予定となっており、市場化についてはシステムの具体化を待つ検討していきたい。 <p>現時点においては国が行う人事事務および給与事務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画(平成16年2月27日)」に基づき人事院、総務省および財務省にて「人事・給与関係業務情報システム(以下「人事・給与情報システム」という。))を開発中であり、全府省がこのシステムを導入することとなっている。このため、市場化テストについては、当該システムの具体化を待つ検討していきたい。</p>	<p>人事・給与業務に関する法規制等については、「人事・給与情報システム」の導入に伴い関係法規制等を所管する省庁等において検討が進められるものと考えている。</p>	<p>現時点では、「人事・給与等業務・システム最適化計画(2004年(平成16年)2月27日)」に基づき、全府省とも「人事・給与情報システム」を導入することとなっており、当該システムの導入に係るコスト試算については人事院、総務省および財務省を中心に行われるものと考えられる。また、当該システムを当省に導入する際の詳細については、システムの詳細が明らかになった段階で試算していくものとする。</p>	<p>政府全体の人事業務に関連する事項に係る関連業務および現時点での現行業務量(時間)については、「人事・給与等最適化計画」を策定する際に、「業務処理時間短縮効果の試算方法」としてとりまとめられている。</p>	<p>現在、実施している人事・給与に関する基本情報等の入力業務については、民間等へのアウトソーシング等により業務の効率化、合理化の対象として検討していくことが重要と考えており、「人事・給与情報システム」の詳細が明らかになった段階で検討していくことが必要と考える。</p>	<p>国等(各府省の内務省、外務省、地方支分部局に加入、独立行政法人、特殊法人等を含む。)が行う人事業務に関する給与事務、それに付随するデータ入力代行および管理、およびそれら事務に関連するシステムの導入ならびに保守運用作業</p>	<p>左記業務において想定する業務範囲は別紙1「想定する受託業務範囲」となります。ただし、最終的な業務擦り合わせの結果として対象業務範囲の一部追加・縮小は考えられます。システムの導入・運用作業の範囲については、上記業務を行う上でのシステムの導入・保守・機能追加、システムの運用(運用監視、ネットワーク管理、ハードウェア資源管理、障害対応、機械・システム運送保守、セキュリティ管理などを含みます)を想定します。また、将来的には可能な範囲で各府省、独立行政法人あるいは特殊法人などに対象を拡大したいと考えますが、当初推進する上での対象組織は、以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 他省庁などの展開を考える上で規模的に以降のベンチマークを行いやすい1万人前後の職員を有する組織 (経済産業省)</li> <li>- 全国に分散した組織で業務集約化などの手法により効果が得やすい組織 (社会保険庁)</li> <li>- 人事・給与システムの更新時期が間近に迫っている組織 (農林水産省)</li> </ul>	<p>現行の国等が行う間接部門の業務全般に各省庁、部局などごと異なる業務運用を行っていることと推察され、また民間で大規模組織においてとられる手法であるシェアードサービス化も十分進んでいないものと想定しています。また、本来効率化に資するべきシステム投資も事務とシステムにおける総合的なコストマネジメントがなされていないことから、投資対効果の低いシステム投資が多くなされているものと想定しています。弊社ではそれら間接部門の中でとりわけ人事業務について着目し、弊社の持つシェアードサービスの手法を始めとした人事業務に対する効率化施策ならびにそれを支えるシステムの導入・保守運用作業を行うことにより、人事業務・システム全般のコスト低減および品質の向上を図ることが可能と考えております。また、これらの業務は民間企業において給与事務およびシステムのアウトソーシングとして一般化しており、この理由はコスト削減とともに給与事務およびシステム作業そのものが企業の競争優位に直接的につながる業務ではないという認識のもとでなされています。同様の理由により、弊社においても、当該給与事務作業自体が国等が行政上などで真に行うべき付加価値業務ではないと考えることから、これら業務については民間に委託し、国等の機関においてはより官が真に行うべき業務に特化すべきものと考えています。</p>	
	c	(農林水産省) 人事院が開発した人事・給与システムを平成18年度を目途に導入する方向で準備中であり、システムの導入に当たってはサーバー等の保守管理に限り可能な限り民間委託する。			人事院が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理されるようシステム設計がなされていると理解している。					
	c	(厚生労働省) 人事院等が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解している。 また、人事院が開発しているシステムは、当省だけが導入するものではなく、全府省が等しく導入することを政府として決定しているものであることから、システム開発者である人事院等において、そのような業務があるかどうか判断いただくべきであると考えている。			人事院が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされていると理解している。 いずれにしても、システムが完成され導入した時点でなければ、各種業務の形態が明確にできない状況にあり、現時点では情報を開示することは不可能である。					
36	c,d	(厚生労働省) バックオフィスの業務範囲について、明らかでないことから、当省から規制改革・民間開放推進室に照会したところ、バックオフィスの対象について、明確な回答は難しいが、標題にあがっている物品調達とバックオフィス業務である清掃、運転手、施設管理、物品管理の中から1つ選択して回答することの指示を頂いたところ、物品調達及び物品管理については、財務省の所管法令である会計法令等に基づいて制度の整備がなされているところであり、当省としては当該提案について、判断する立場にないものと考えている。また、清掃、運転手、設備等の施設管理業務については、アウトソーシングを実施しているところであり、本提案については、既に実施済みと考える。 国立病院機構の本部及びブロック事務所における消耗品等の物品調達業務については、購入量が少ないことから、業務量も少ないため、機構の本部及び各ブロック事務所の職員が、他の業務の余力で行っているものであり、市場化テストの対象として不適当。(人件費等の削減は見込めない一方、委託費が新たに発生する等効率化は困難。)			開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、具体的に開示可能と考えられる情報は以下の通り。 当該業務の業務プロセス 仕組みが情報システム化されている業務プロセス 業務内容 直接的な人件費及び間接的な費用 ただし、これらの情報の開示については、国立病院機構において、調査等の作業が必要であり、開示が必要と判断してから、更に一定の期間が必要である。		バックオフィス業務	厚生労働省・社会保険庁内のバックオフィス業務(物品調達等を含む総務請負サービス) 国交省及び国立病院機構の本庁および出先機関のバックオフィス業務(物品調達)		

	d	<p>(国土交通省) 文房具等の物品調達については、「購入準備、数量とりまとめ、入札行為、契約行為、納品確認(検査)、在庫管理」などまで多岐に及ぶものであり、個々の事務手続きごとに関係する法令があり、当該法令等を所管していない当省の判断において検討を進めることは不可能であると考え。また、あえて参考まで申し上げるならば、本提案にあるようなシステムの検討・開発に関しては、政府レベルでの各取り組みにおいて実施詳細等を民間企業を交え議論しており、とりまとめ省庁の下、以下のとおり、各省庁が協力的に取り組んでいるところであって、ご提案内容については、既に民間開放済と考える。 要望内容は、「主に文房具」などの物品調達について、「インターネット」を介しての調達業務を行うものとのことであるが、国土交通省においては、文房具を含めた「物品購入・役務の提供」等の分野で、競争入札における電子入札の全面的実施(平成17年度4月移行)を国土交通省各地方機関まで含めて決定(平成16年度中も一部実施中)しており、既にWeb上での調達が可能。 また、現在、総務省とりまとめにより、ITベンダー企業を中心となり、各省庁が参加する形式で検討会を継続的に開催しており、今回の要望内容と同一と解される「カタログ調達サービス」をWeb上で実施する計画が決定されており、導入を前提とした「各サービス概要の定義」段階である。なお、同計画については、電子入札の実施から、契約の電子化、支払い関係業務まで一貫して電子化することを目的として実施中である。 さらに、当該業務を含む「官房基幹業務」について見直し(「各業務・システム最適化計画」:CIO連絡会議決定)が政府レベルでの取り組みとして既に行われているところであり、見直し内容に即したシステム開発等を行う予定となっている。本計画においては、今回の要望の対象業務の殆どを電子化する計画がなされているところ。また、その開発については、既に民間事業者主体での検討がなされており、検討後速やかに外注化する予定である。</p>							
37	d	<p>(厚生労働省) 国立病院機構の各病院における施設保全管理業務については、民間委託を行っているところ。 また、全病院共通したライフサイクルコストの低減についても、国立病院機構において、全病院の保全情報を蓄積し、各病院のライフサイクルコストの比較を行うため、民間事業者によるシステム開発を委託すること等により行うこととしており、既に部分的に実施している。 独立行政法人労働者健康福祉機構の病院における施設保全管理業務については、民間委託を行っている。 また、ライフサイクルコストの低減化については、機構本部において各病院の保全情報を含む各種情報を電子情報として集積管理、分析するとともに、エネルギー削減対策などを民間委託している。</p>					建物施設保全管理業務	各国立病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構の建物施設保全管理業務	<p>民間事業者が各病院が保有する建物施設の保全業務を一括して実施する。各病院においては、経年による老朽化や機能劣化が進んでいる。このため、民間事業者は全体的な電子情報組織を設け、全病院の保全情報を集積管理し、各病院を横断するベンチマーク分析を行い、維持管理費やエネルギー使用量の適正化を図るとともに、長期保全計画に基づいた施設整備費の適正な配分等によりライフサイクルコスト低減を図る。</p>
38	e	<p>(経済産業省・中小企業庁) 中小企業診断士制度における試験事務は、中小企業支援法第12条に基づき指定を受けた指定試験機関が、経済産業省令に規定される試験事務規程及び事業計画等に基づき実施しているところ。 この現行制度において、指定試験機関が試験事務の適正かつ確実な実施の範囲内で必要に応じて事務の一部を委託することを妨げるものではなく、既に試験に係る電算処理事務等を民間事業者に委託しているところ。</p>					国家資格試験実行管理業務	各種国家資格の募集・試験・合格通知の実行委託(事務処理・採点及び試験会場確保・試験実施) ・中小企業診断士試験 ・情報処理技術者試験 を対象に考えている。	<p>国家資格については、資格ごとに担当する財団があり、試験関連業務も各財団等で個別に実施されている。試験問題の作成は専門性が必要であり委託は困難と考えるが、試験関連の事務・実行管理は共通点が多いと考えられる。これらの事務を集約することで、要員のフル化とノウハウの蓄積が可能となり、生産性の向上によるコストダウンが可能となる。また、個別に実施されていると想定されるシステム構築も統合化でコストダウンが可能である。これらのコストダウンにより、受験料の値下げが可能となる。また、財団職員は試験問題作成に専念できることから、より多量の試験問題作成が可能となり、試験実施回数の増加、さらにはインターネット活用による試験実施といった方法の適用が可能となり、受験者の利便性の向上を図ることが可能となる。</p>
	b	<p>(経済産業省) 平成17年度の試験日程は4月第3日曜と10月第3日曜を予定しているところ。 4月の試験については、年内に公示し、来年1月上旬より受付を開始することからモデル事業で実施することは不可能。 10月の試験についても、公示は4月を受付開始は7月初めを予定しているため、遅くとも4月には試験手続きの詳細が決定している必要があるため、民間事業者側による会場確保やシステム構築などに必要な期間が確保できず平成17年度にモデル事業として実施することは不可能。 本年度より情報処理推進機構(IPA)では、一部地域において、会場運営等の業務を試験的に民間事業者へ委託しており、平成18年度実施分からは、将来の包括的な委託も視野に入れて、適切な場合には順次、委託業務範囲・対象地域を拡大していく方針である。</p>							
39	e	<p>(経済産業省) 独立行政法人日本貿易振興機構が行う会費の収納は自己収入費用の収納であり、公金の収納に当たらないため、本件の検討の対象外である。</p>					会費等の公金収納に対する収納代行業務	クレジットカード決済による収納	<p>わが国では公金収納(使用料・手数料・税金)のチャネルが金融機関・郵便局・税務署の窓口支払や口座振替だけでなく、マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング・モバイルバンキングなどのチャネルが拡大し、すでに財務省・名古屋国税局などで取組が行われている。国民の利便性を考えると、クレジットカードや電子証紙などのチャネルも必要であり、これらチャネルを使った収納も代行する。またこれにより収納率の向上と職員負担の軽減も図る。</p>
40	d	<p>(国土交通省) 封印の取付については、道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、民間事業者に委託できることとされている。 この規定に基づき、既に封印の取付については、民間委託が行われている。 封印委託事業者数 4,803社 封印業務件数 委託業務 新規登録 5,063,164件 移転等 3,040,451件 合計 8,103,615件</p>					自動車における封印委託制度	現在国土交通省自動車局のもと 全国9ブロック 52陸運支局内で実施されている 登録業務のうち ナンバープレートの交付に伴う封印業務について	<p>「現行の自動車の登録制度において、ナンバープレートの交付を伴う場合、当該車両をその都道府県支局に持ち込み車台番号を確認した後に封印を受けている。ナンバープレートは車を外観から識別をする上で欠かせないものであり、封印はそのナンバープレートが確実に当該車両に取り付けられていることを外観上判断するために不可欠であると思います。しかし、一部の場合を除いて大半がナンバー交付の都道府県支局を各支局に持ち込むことを必要とされている現状は、多大な時間と労力を要し、いたずらに各支局の混雑を招いている。更に年末や年度末においては、登録業務が集中するために周辺の交通渋滞をも招き、支局によっては近隣住民の生活に支障をきたしているのが現状である。これをその取り扱いにおいて一定水準の知識を有すると認められた民間が、出張で封印するといった委託の方式で実施することとすれば、国民の負担は軽減され、混雑も緩和される。そうしたことによって各支局において必要とされる敷地面積も変わって来る筈である。また各支局ごとに、最も近い団体のみに一極集中している封印委託の現状を変えることで競争原理が生まれ、これからは従来のワンストップサービスにおいてナンバープレートの交付までを一元化できる。</p>

41	d	<p>(国土交通省) 国土交通省及び両独立行政法人の文書管理に関し、民間開放を妨げる制度上の制約は特はない。</p> <p>現在までの民間開放の状況は、完成工事図面等の図面・文書は、既に民間事業者が図面等の電子化を行っている。電子化された図面等の検索・保管についても、既に民間事業者に委託してシステムを構築・導入済みであり、システムへの登録も含め、全般的に民間開放している。</p> <p>また、両独法についても、図面等の検索業務等については、各独法の自主的な判断において、必要に応じて外部委託等の民間開放を行うことによって、業務運営効率化に取り組んでいるところである。</p>					<p>図面・文書の保管・検索業務</p>	<p>公共工事発注機関 ・国土交通省 地方整備局 ・国土交通省 官庁営繕部 ・水資源機構 ・鉄道・運輸機構 における完成工事図面等図面・文書の保管・検索業務</p>	<p>民間事業者が電子情報組織を設け、公共施設図面の電子化・登録・検索・紙文書の保管等のサービスを提供する。これにより、必要な時に必要な施設図面がもれなく利用できるようにし、図面管理業務の集約による効率化・費用縮減をはかり、災害等緊急時の図面情報即時活用を可能にする。</p>
----	---	---	--	--	--	--	----------------------	--	--